

**特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における
代表提供者に係る事項等の提供**

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 _____ 電話 () -	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____	
	(フリガナ)	_____	
	法 人 名	_____	
	法 人 番 号	_____	
	(フリガナ)	_____	
代 表 者 氏 名	_____		
提供内容	次のとおり <input type="checkbox"/> (1) 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項 (□修正) を提供します。 <input type="checkbox"/> (2) 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正)		
提供対象の対象会計年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供者の属性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 指定提供会社等		
最 終 親 会 社 等 届 出 事 項	最 終 親 会 社 等	(フリガナ)	_____
		名 称	_____
		本店等の所在地	(所在地国:)
		法 人 番 号	_____
	指 定 提 供 会 社 等	(フリガナ)	_____
		名 称	_____
		本店等の所在地	(所在地国:)
		法 人 番 号	_____
おける代表提供者に係る事項 提供義務者が複数ある場合に 最終親会社等届出事項の	(フリガナ)	_____	
	名 称	_____	
	納 税 地	_____	
	法 人 番 号	_____	
代 表 者 氏 名	_____		
税 理 士 署 名			

特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の記載要領

1 この様式は次に掲げる事項を提供する場合に使用するものです。提供する内容に応じ、「提供内容」欄の該当する□にレ印を付してください（同時に両方の事項を提供する場合には、両方の□にレ印を付してください）。

なお、既に提供した内容を修正する場合には、「修正」の□にレ印を付してください。

- (1) 特定多国籍企業グループ等（法人税法第 82 条第 4 号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。以下同じです。）の各対象会計年度（同法第 15 条の 2（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいいます。以下同じです。）に係る最終親会社等届出事項（同法第 150 条の 3 第 4 項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。）
- (2) 法人税法第 150 条の 3 第 4 項の規定により最終親会社等届出事項の提供が義務付けられている特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（同法第 82 条第 13 号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。）である内国法人が複数ある場合において、これらの法人を代表して最終親会社等届出事項を提供する法人及び最終親会社等届出事項の提供を要しないこととされる法人に関する事項

※ 上記(1)に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合にのみ提供する必要があります。ただし、上記(2)に掲げる事項を提供した場合には、提供義務者を代表して提供する法人以外の法人は、上記(1)に掲げる事項を提供する必要はありません。なお、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合以外の場合には、法人税法第 150 条の 3 第 1 項の規定により、特定多国籍企業グループ等報告事項等（同項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいいます。以下同じです。）を提供する必要があります。

イ 各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が最初に法人税法第 150 条の 3 第 1 項又は第 4 項の規定により対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる場合（当該対象会計年度前のいずれかの対象会計年度につき当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であった他の内国法人がこれらの規定により当該特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされていた場合を除きます。以下「初回提供の場合」といいます。）には、1 年 6 月）以内（所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号。以下「令和 5 年改正法」といいます。）附則第 16 条第 3 項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により当該特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項の提供期限が令和 8 年 6 月 30 日とされる場合には、同日まで）に特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（法人税法第 150 条の 3 第 3 項に規定する最終親会社等をいいます。ロ及び 3(5)において同じです。）の所在地国（同法第 82 条第 7 号に規定する所在地国をいいます。以下同じです。）の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合

ロ 財務大臣と特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の権限ある当局との間

の適格当局間合意（特定多国籍企業グループ等報告事項等又はこれに相当する情報を相互に提供するための財務大臣と我が国以外の国又は地域の権限ある当局との間の特定多国籍企業グループ等報告事項等又はこれに相当する情報の提供時期、提供方法その他の細目に関する合意をいい、法人税法第 150 条の 3 第 3 項の各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（初回提供の場合には、1 年 6 月）を経過する日（令和 5 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定により当該特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項の提供期限が令和 8 年 6 月 30 日とされる場合には、同日）において現に効力を有するものに限り。）がある場合

2 この最終親会社等届出事項又は最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（初回提供の場合には、1 年 6 月）以内（その提供期限が令和 8 年 6 月 30 日前である場合には、同日まで）に提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「納税地」欄は、提供者の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
※ 国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。
- (2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、提供者の登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (3) 「法人番号」欄には、提供者の法人番号（13 桁）を記載してください。
- (4) 「提供対象の対象会計年度」欄には、提供対象となる特定多国籍企業グループ等の対象会計年度を記載してください。
- (5) 「特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供者の属性」欄には、特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項を最終親会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局に対して提供する者が該当する□にレ印を付してください。
- (6) 「最終親会社等届出事項」の各欄は、上記 1 (1) に掲げる事項を提供する場合に記載してください。当該各欄の記載方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

イ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供者が最終親会社等（法人税法第 82 条第 10 号に規定する最終親会社等をいいます。(6)及び(7)において同じです。）である場合……「最終親会社等」の各欄に、最終親会社等の名称、所在地国、本店若しくは主たる事務所の所在地又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（以下「本店等の所在地」といいます。）、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ロ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供者が指定提供会社等（法人税法第 150 条の 3 第 3 項に規定する指定提供会社等をいいます。以下同じです。）である場合……「指定提供会社等」の各欄に、指定提供会社等の名称、所在地国、本店等の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

- (7) 「最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項」の各欄は、上記 1 (2) に掲げる事項を提供する場合に記載してください。当該各欄には、最終親

会社等届出事項を代表して提供する法人の名称、納税地、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

- 4 上記1(2)に掲げる事項を提供する場合には、「特定多国籍企業グループ等報告事項等・最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供（付表）」（以下「付表」といいます。）を併せて使用し、最終親会社等届出事項の提供を要しないこととされる法人の事項を提供してください。この場合における付表の記載方法は、次によります。
- (1) 「提供内容」欄は、「最終親会社等届出事項」の□にレ印を付してください。
 - (2) 「提供内容」欄を除く各欄の記載に当たっては、上記1(2)に掲げる事項を提供することによりその提供を要しないこととされる法人を全て記載する必要があります。